

新旧対照表

新					旧								
高知県貸切バス利用促進事業費補助金交付要綱					高知県貸切バス利用促進事業費補助金交付要綱								
第1条～第19条 (省略)					第1条～第19条 (省略)								
附則 (省略)					附則 (省略)								
<p>附則 <u>この要綱は、令和3年7月1日から施行する。</u></p>													
別表第1 (第4条関係)					別表第1 (第4条関係)								
補助対象事業	補助対象者	補助対象経費	補助率	補助限度額	補助対象事業	補助対象者	補助対象経費	補助率	補助限度額				
令和3年7月8日までに旅行・イベント等の行事を実施するために必要な貸切バスの借り上げ (運行区間が高知県内であるものに限る)	○高知県内に住所を有する個人 ○高知県内に営業所等を有する法人 ○高知県内に所在するその他の団体	貸切バスの借り上げに必要な経費	2分の1以内	1日1両当たり5万円を上限とする。	令和3年6月30日までに旅行・イベント等の行事を実施するために必要な貸切バスの借り上げ (運行区間が高知県内であるものに限る)	○高知県内に住所を有する個人 ○高知県内に営業所等を有する法人 ○高知県内に所在するその他の団体	貸切バスの借り上げに必要な経費	2分の1以内	1日1両当たり5万円を上限とする。				
(注1) 高知県内に本社を置く、道路運送法第4条の許可を受けたバス事業者の貸切バスを借り上げる事業であること。	(注2) 補助対象経費となる運賃・料金は、国土交通省に届出・認可されている適正なものであること。	(注3) 道路運送法第3条第2号に定める特定旅客自動車運送事業及び1件の運送契約により複数回運行するスクールバス、送迎バス等は補助対象外とする。	(注4) 補助対象経費に補助率を乗じて得た補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。	(注5) 補助金の対象経費と重複して、他の補助金等の交付を受けてはならないこと。	(注6) 「バスにおける新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン」(公益社団法人日本バス協会)に基づく感染予防対策が実施されていること。	(注7) <u>県の委託事業又は県の委託事業を再委託された事業に係る経費は、補助対象外とする。</u>	(注8) <u>「高知県における新型コロナウイルス感染症対応の目安」のステージが「特別警戒(赤)」以上となった期間は、補助対象外とする。ただし、既に交付の決定がされた補助事業については、この限りでない。</u>	(注1) 高知県内に本社を置く、道路運送法第4条の許可を受けたバス事業者の貸切バスを借り上げる事業であること。	(注2) 補助対象経費となる運賃・料金は、国土交通省に届出・認可されている適正なものであること。	(注3) 道路運送法第3条第2号に定める特定旅客自動車運送事業及び1件の運送契約により複数回運行するスクールバス、送迎バス等は補助対象外とする。	(注4) 補助対象経費に補助率を乗じて得た補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。	(注5) 補助金の対象経費と重複して、他の補助金等の交付を受けてはならないこと。	(注6) 「バスにおける新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン」(公益社団法人日本バス協会)に基づく感染予防対策が実施されていること。